

「関係人口創出・拡大に向けた動画発信事業」
実施業務にかかる公募型プロポーザル 質問と回答

番号	質 問	回 答
1	実施要領P.1「(3) 参加資格(1) 単独企業」①、仕様書P.4「4 委託業務の内容等(10) 効果検証に関する④」について記載の打ち合わせ等は現地参加必須でしょうか。オンライン(TeamsやZoom等)でも調整可能かご教示いただきたいです。	オンライン(TeamsやZoom等)での打ち合わせ実施も可能です。
2	仕様書P.2「4 委託業務の内容等(3) コンテンツ企画・制作①企画内容」について新規アカウントの開設と運用とありますが、本業務期間中または期間後に本業務以外で制作した動画投稿を想定されていますか。貴県でのアカウントの方針や想定をご教示いただいたうえで、アカウント名称等を本業務に特化したものにすべきか、観光情報発信等の包括的な名称にすべきか検討させていただきたいです。また、視聴者への対応とありますが、何を指してますでしょうか。	●新規アカウントでの動画投稿は、本業務で制作した動画をメインに投稿することを想定しています。ただし、本業務以外で制作した動画以外は投稿しない、という想定まではしていません。 ●アカウント名称は、本業務特化した名称とすることを想定しています。 ●視聴者への対応については、主に下記の内容を想定しています。 ・コメントや質問への対応について ・トラブルや不適切なコメント、ユーザーへの対策・対応についてなど。
3	「広告費用にかかる経費の合計が、全事業費の概ね2割以内とする。」とありますが、インフルエンサーの起用にかかる費用は、広告費用に含まれますか。	動画制作に伴うインフルエンサーの出演料については、広告費用に含めないものとしています。
4	「動画コンテンツ30本以上」「上記で制作する長尺動画を素材として、長尺動画1本あたり5本程度、SNS展開用の短尺動画(ショート動画)を編集、制作すること。」とありますが、つまり長尺動画5本と、長尺動画を素材とした短尺動画25本の制作で仕様書の条件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	KPIとして設定している「動画コンテンツ30本以上の制作」は、長尺動画(5分程度)を基本の条件としています。そのため、短尺動画(ショート動画)の制作本数は、この「動画コンテンツ30本以上の制作」に含まれません。長尺動画を30本以上制作いただくことで、仕様書の条件を満たすこととなります。
5	・動画の本数はメイン動画30本、ショート動画150本、計180本という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、短尺動画(ショート動画)につきましては、1本の長尺動画(メイン動画)を素材として短尺動画(ショート動画)を5本程度は制作し、SNS等において積極的に展開していきたい、という意図で設定させていただいています。